

第 4 0 回

総会議事録

日 時 令和2年7月13日(月) 13時15分
場 所 山形市庁舎 10階 委員会開催室

山形市農業委員会

総会委員名簿

平成31年1月20日現在

出欠	議席	氏名	役職等
出	1	安達 良一	運営委員、編集委員
出	2	森田 誠一	
出	3	長澤 弘	農政委員会副委員長、運営委員、編集委員
出	4	會田 典男	
出	5	金子 祐一	編集委員
出	6	丹野 都弘	
出	7	高橋 徳郎	第2ブロック長
出	8	日下部 洋一	運営委員
出	9	丸子 宏	第3ブロック長
出	10	齋藤 孝一郎	第1ブロック長
出	11	遠藤 紀江	編集委員
出	12	梅津 実	編集委員、第4ブロック長
出	13	柏倉 傳右エ門	運営委員
出	14	草苺 典美	
出	15	佐藤 幸悦	
出	16	佐藤 和宏	農政委員会委員長、運営委員
出	17	推名 俊明	
出	18	石川 富夫	
出	19	高橋 一敏	
出	20	新関 さとみ	編集委員会副委員長
出	21	伊藤 博良	
出	22	鏈水 豊	
出	23	大築 義雅	会長職務代理者、編集委員会委員長
出	24	高橋 権太郎	会長

第40回総会 議事日程

第1 開 会

第2 会長挨拶

第3 議長就任

第4 議事録署名委員の選出及び書記の任命について

第5 議 事

議 第201号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 第202号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 第203号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議 第204号 山形農業振興地域整備計画の変更について

議 第205号 農地法施行規則第17条第2項の規定による農地等の指定について

第6 報 告

(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

(2) 農地法第4条届出書の受理について

(3) 農地法第5条届出書の受理について

(4) 農地改良届出書の受理について

(5) 農地改良完了報告書の受理について

(6) 農地法第5条の規定による許可について

第7 連絡事項

次回の総会（定例）について 令和2年8月12日（水）

次回の委員調査について 令和2年8月7日（金）

第8 その他

(1) 農地パトロール資料の配布について

(7/20以降変更のある方を除く農業委員・推進委員、協力員)

(2) 実施報告書及び地図の引き継ぎ（依頼）

(前年の情報を提供した上で、新任農業委員に渡してください)

第9 閉 会

第 40 回総会議事録

(令和 2 年 7 月 13 日 (月) 市庁舎 10 階 委員会開催室)

出席委員 24 名

欠席委員 0 名

開 会 午後 1 時 15 分

事務局次長	<p>開会の前に現在の出席委員数をご報告いたします。</p> <p>在任委員数 24 名、出席委員数 24 名、欠席者はありません。出席委員数が過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本日の総会は成立しております。</p> <p>会長より開会及びあいさつをお願いします。</p>
議 長	<p>(開会) 及び (あいさつ)</p>
議 長	<p>それでは、これより議事を進めます。</p> <p>はじめに、議事録署名委員の選出、並びに書記の任命についてお諮りします。慣例により、議長より指名させていただくことでご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、議事録署名委員については、11 番 遠藤 紀江 委員、20 番 新関 さとみ 委員にお願いし、書記に小笠原 主幹を任命します。</p>
議 長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議 第 201 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、上程します。それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案書 1 ページをお願いします。</p> <p>議 第 201 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてです。2 ページの 42 号から 5 ページの 50 号までの 9 件です。</p> <p>2 ページをお願いします。</p> <p>42 号について、譲受人の自宅前にある農地を譲り受け、経営拡張するものです。譲受人は農業をして 60 年になる方で、現在、妻と 2 人で農業に従事しております。</p> <p>43 号について、所有権移転による経営拡張です。譲受人は農業をして 40 年になる方で、現在、妻と 2 人で農業に従事しております。</p> <p>44 号について、所有権移転による経営拡張です。</p>

譲受人は農業をして40年になる方で、現在、夫と2人で農業に従事しております。

45号、46号について、賃借権設定による新規就農ですが、山形農協のキュウリ団地で「野菜等の栽培で、ハウス園芸等集約的に行われるもの」であることから、農地法施行令第2条第3項第1項に該当するため、30アール未満で許可申請を受け付けております。

委員調査案件となっております。

3ページをお願いします。

47号、48号について、賃借権設定による農地所有適格法人の新規参入です。委員調査案件となっております。

4ページをお願いします。

49号について、これまで、経営移譲年金受給のため使用貸借権の設定をしていた親族が亡くなったことから、借り人が、改めて使用貸借権を設定するものです。借り人は農業をして7年になる方で、現在、両親と3人で農業に従事しております。

5ページをお願いします。

50号について、市外の方による使用貸借権設定による経営拡張です。委員調査案件となっております。

以上、調査の結果、事務局説明案件については、許可相当と判断した次第です。ご審議の程よろしくお願いたします。

議長

それでは、調査委員の報告をお願いします。

45号、46号案件および47号、48号案件について、15番佐藤 幸悦 委員から報告をお願いします。

佐藤 (幸)
委員

15番 佐藤です。

45号案件、46号案件について報告します。

申請地は議案書記載のとおりです

借受人について、従事日数は300日で、本人が主に農作業に従事する予定です。機械操作等は、夫から手伝ってもらうということです。

使用目的は、農協キュウリ団地でのキュウリの栽培です。

現在の農地の営農状況は、新規就農なのでありません。

農業機械の所有状況ですが、団地共有でトラクターと動噴を各1台持っておりまして、もう1台動噴を購入予定です。

賃借料について、契約期間は■■■■で、10aあたり、■■■■となっております。

通作距離は、5.4km、車で10分ということでした。

借受人は、今まで農業に関する仕事をして来なかったのですが、いろいろ話を聞くと、農業に興味があつてやってみようと思ったそうです。団地を拝見しましたが、8月にキュウリを定植するまで、早く団地に入って来た人の手伝いをして頑張っておりました。

以上、調査の結果許可相当と判断した次第です。ご審議よろしくお
願いします。

続きまして、47号、48号案件ですが、申請地は議案書記載のと
おりです。

権利の種類ですが、賃借権の設定で、農地所有適格法人の新規参入
です。

借受人は、法人ですが、[]に事務所を構えております。

代表者は新庄市の認定農業者であり、自宅は新庄で、山形へ通って
農作業を行うそうです。

使用目的ですが、高瀬地区の農地3,446㎡に長野県から種を購入
した赤ソバを栽培する計画です。

収穫した赤ソバは、[]で山形市内のソバ店に販売する予定
だそうです。

赤ソバの花は、パンフレットで見ると目立って美しいものなの
ですが、現地確認に行ったところ、申請地は田と畑が段々になってい
たので、花が咲く時期には良い景観になると思いました。

現在も、家族で新庄市、舟形町、大蔵村にて3町歩余り営農してい
るわけですが、これからも規模拡大を目指しているようでした。ヘリ
コプターでの作業受託もしていきたいということでした。

農業機械について、トラクターと軽トラックを各1台所有して、こ
れから、ソバ用のコンバインと乾燥機を購入予定だそうです。

以上、調査の結果許可相当と判断した次第です。審議の程よろしく
お願いします。

議 長

続きまして、50号案件について14番 草苺 委員から報告お願
いします。

草 苺 委 員

50号案件について、ご説明いたします。

権利の種類につきましては、経営拡張のため、親子間の使用貸借権
を設定するものでございます。

借受人は、2年間の農業研修期間を経て平成28年に新規就農いた
しました。今年で5年目にあたります。

貸人は、農業経営の傍ら[]を経営されております。息子で
ある借受人は、今まで山形市内に居住して農業経営をしておりまし
たが、このたび山辺町に転出したというものでございます。

世帯状況ですが、妻と子供1人の3人世帯でございます。農業従事
日数は、本人が250日、妻が40日です。

使用目的は、主にサクランボの栽培です。

農業機械の所有状況ですが、トラクター、スピードスプレヤー、草
刈機を各1台所有しております。

通作距離は、7.9km、時間にして15分です。

内容的には、経営拡張を図ろうとするものであります。書類審査及

	<p>び面接の結果、許可相当と判断いたしました。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局説明、委員説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。</p>
會 田 委 員	<p>4.4号案件の地区名ですが、東沢地区が高瀬地区となっていて間違っています。</p>
事 務 局	<p>事務局の方からご報告申し上げます。失礼いたしました。表記の誤りでございます。東沢に訂正お願いします。</p>
議 長	<p>他にございませんか。</p>
金 子 委 員	<p>5番 金子です。 47号、48号案件についてですが、そばを現在植えているわけですが、今年コンバインを購入の予定ということで、今まで何で収穫をしていたのでしょうか。</p>
佐藤（幸） 委 員	<p>新庄市農協からコンバインを借りていたようです。 また、乾燥機は、 から借りていたようです。</p>
金 子 委 員	<p>はい、わかりました。</p>
石 川 委 員	<p>47号、48号案件についてなのですが、どうして山形で農業を行いたいのでしょうか。</p>
佐藤（幸） 委 員	<p>借受人は、今他にも仕事を持ってまして、会社の経営もやっているそうなのです。 以前から に事務所を置いていましたが、ソバを山形で作って、それを使ってもらいたい思いが出てきて、山形で始めたいということになったようです。 その会社は、山形で仕事をやっているようで、今回の高瀬の農地を紹介されたそうです。</p>
石 川 委 員	<p>ちなみに代表者は何歳ですか。</p>
事 務 局	<p> です。</p>
草 苺 委 員	<p>申請人から話を聞いたのですが、高瀬地区の紅花の栽培を中心とした地域づくりについて自分も共感しているということです。 赤ソバというのは、ピンク色のソバです。傾斜のある地域に植えると道路から見える景観が良いということで、地域づくりと相まって非常にイメージアップに繋がるのではないのか、と思ったところです。</p>

高橋（一） 委 員	心配する必要はないと思いますが、かつてソバに赤ソバが混入するのをいかに防ぐかという努力をしてきたのですが、このたびの赤ソバは交雑する心配はないのですか。
佐藤（幸） 委 員	周辺にソバの栽培は無いと思います。実際のところ、まだソバの播種時期になっていないので、わかりません。
鍵水委員	<p>地元では減反政策でソバを植えているようなところは無いので、今のところ交配については無いと思います。</p> <p>また、将来的にも減反政策でソバを植えるという判断はほとんどないと思うので、そういう可能性は少ないと思います。</p>
事 務 局	<p>補足をさせていただきます。交配の話が出ましたが、最上の方でもソバ作りをやっているのですが、今回は赤ソバのために[]の汎用コンバインを導入したいということで、専用の汎用コンバインで刈取りを行う構想を立てております。そういった意味では山形市内のソバ畑の耕作は心配ないと思います。</p>
鍵水委員	<p>申請地は、だいぶ荒廃してしまっていて、私も心配していたところでした。</p> <p>重機を中に入れて土地をならしていたので、何かに利用してくれるのだと、大変有り難く思ったところです。</p> <p>また、草苺委員より「環境に見合っているのではないか」と話があったわけですが、今までの話をお聞きしたところ、これから期待できるのでないか、と思っているので、どういう形にこれから進んでいくのかわからないのですが、期待しながら見ていきたいと思ったところです。</p>
長澤委員	<p>先程の高橋 一敏 委員のお話の関連ですけれども、ソバは自家採種できないので、原種が交配しないようにしなければならない。従来のソバに対して影響がないのかと考えればどうなのでしょう。</p>
事 務 局	<p>事務局からの補足であります。この農地所有適格法人については、農政課の認定農業者になりたいということで、認定農業者の担当に相談をしているようですので、「交配の面については心配ないのか」と伝えさせていただきたいと思います。</p> <p>もう一点ですが、種子につきましては[]が特許を持っているということで、自家採種しての販売等ができないと担当者に説明があったようです。</p> <p>そして、余った種子については周りに売ることなく、1 kg []で引き取る内諾をもらっているようですが、具体的な承諾書については会社が上場企業ということもあって、なかなか覚書等の文書であっても発出をしていただけない状態です。</p> <p>種の取扱いについては、かなり細かいやりとりをしながら、決めているということです。</p>

佐藤（和） 委 員	47号、48号案件についてですが、今事務局のほうからお話がありました、認定農業者の申請が出ているということですが、
事 務 局	相談中です。
佐藤（和） 委 員	審査会の新規で申し込みは出ているのです。資料もあるのですが、農業経営改善計画審査会で、新規が9件あるのですが、その中の1件にこの法人の申請があります。
事 務 局	今のお話について、申請当初は、もっと大きな面積と年間の収入予定額であがってきました。
佐藤（和） 委 員	目標は目標で良いと思うのです。現状が違っているということです。
事 務 局	私としては、認定の申請はまだ受付けていないという認識でございましたが、この細かい変更になった点、そして農業委員会の3条申請に30a程しかないということについては、先日全て農政課に資料を提供させていただいておりますので、審議会場で同じような計画がそのまま出てきた場合には、認定申請の受付側に誤りがあるのではないかとご指摘をいただければと思っております。
佐藤（和） 委 員	そういうことです。はい。
草 苧 委 員	現地を佐藤委員と一緒に見たわけですけど、段差のある田んぼのうち葎が生えていた所を、大型の重機を入れて植え付けの準備はしておりました。
	また、本人としては、まだ農地法3条の許可が出ていないので、その前段階としての委託耕作の感覚で重機を入れたのかと思っております。3段あるうちの2段を耕作して、3段目の一番下の部分を含めると50aぐらいの土地にあたるという事のようにです。

大築 会長 職務代理人	<p>この法人は、新庄市農業委員会から認定農業者の資格を得ていると判断していいのですか。</p> <p>議案書に農地所有適格法人の新規参入と記載されています。農地をどこに持っている適格法人なのか、適格法人である以上は1年間の決算報告書を農業委員会に提出しなければならないとなっております。</p> <p>実情はどうなっているのかわかる範囲でよろしいですので、教えてください。</p>
事 務 局	<p>新規参入の場合の農地所有適格法人についてですが、現時点で山形市に経営面積が無い状態ですけれど、3年間の見込みの計画書、定款、登記事項証明書等を提出いただき審査させていただいております。</p>
事 務 局	<p>補足ですけれども、過去に、当初は3年間の見込みということで、農地所有適格法人の参入がありました。ただ、事実上、経営していく中で農業所得を上回る他の事業所得があったため、途中から農地所有適格法人でなく一般法人の判断に変更させていただいております。</p> <p>今回については、農地所有適格法人に該当するというので、見込みという形で農地所有適格法人という表現で記載をさせていただいているところでございます。</p>
大築 会長 職務代理人	<p>佐藤委員から言われた事は、極めて重大な事なのかな、と私は感じます。</p> <p>仮にこの案件が審査会で通ったとすれば、認定農業者の農業機械に対する助成というのは、山形市特有の事業だと認識しておりまして、実績もないのに、申請が上がってくれば次年度に対応する形になっていくのかな、と思います。</p> <p>農業機械を新庄市で使っても山形市で使っても同じ経営の中なので良いのですが、謙った考え方をすれば、山形に居ればいろんな事業面で新庄市より数段上回った支援策があるという判断もあると思いますので、審査会では慎重に話をしてくるつもりでありますのでよろしくお願いします。</p> <p>ただし、ここで皆さんからご承認をいただいたということになれば、また話の内容も変わってくるということになると思いますので、慎重に判断して委員の皆様からのご意見をいただいたほうが良いのかな、と思います。</p>
議 長	<p>他にございませんか。</p>
佐藤 (和) 委 員	<p>確かに農業後継者難の時代に農地所有適格法人が農業に参入するのは、本当に喜ばしい事案だと思います。</p> <p>しかし、佐藤委員が現地調査や聞き取りをした内容を聞いて、他の事業もやって農業に参入していて、これはいかがなものか、と思う。</p>

	<p>慎重に検討するところは検討して、農業委員はここでストップをかけるのだ、と少しお示しても良いのかな、と思う。</p> <p>もう一度精査するような方向に進んでいただきたいな、と感じます。</p> <p>認定農業者の審査会もあるものですから、ここで通れば、審査会も通るような感じがするのです。それをストップするためには、ここで1ヶ月なりの精査期間を置けば、審査会も通らないわけです。</p> <p>今年の2月30日に法人を設立して、それですぐ土地を借りて、すぐ認定農業者になれるというのは、これはいかがなものか、と思うのです。</p>
推名委員	佐藤委員に賛成です。
大築会長 職務代理者	我々の業務内容の1つに、新規就農者と新規参入者の事はきちんとやっていきましょうという業務内容があるわけです。
	極めて慎重にみなさんのご意見を伺わないといけません。
鏈水委員	我々高瀬地区の現状を考えた場合、荒廃化していて、後継者難であり、地区にとって有り難い事だと思う。
	そこを是非考えていただきたいと思う。駄目だとなった時には、3反歩がまた荒れてくると思う。
議 長	今回、農地所有適格法人で農地を借受けるまでは良いと思う。
	すぐに認定農業者になるというのは、いかがなものか、と思いますので、審査会の時に十分に議論いただくことだと思います。
	3条許可と連動して考えるのは、難しいと思います。
佐藤（幸） 委 員	私が当初もらった資料を見た時、3反歩で [REDACTED] と計画が現実にそぐわないものだった。
	その後、現地調査を行って、数値を見直すように話したが、見直した数値も大きいものだった。
	そのあたりから、許可しても大丈夫なのかと思った。
	私もわからない部分があるので、もう少し話を聞いてみたいと思う。
丸子委員	9番丸子です。私も出羽地区のソバ組合の役員をしているので、長年ソバに関わっているのですが、播けば出るというものでないです。
	デリケートな栽培が難しい作物です。基本的に田んぼに作る作物ではないです。元々田んぼで成立しているものであれば、まず駄目だとみたほうが正解です。あえて田んぼに作る意味がわからない。
	畑や丘陵地帯に作るのであれば良いのですが、なかなか難しい作物ですので、考えた通りの収量を得られるかは、作ってみないとわからないところがあると思います。
	新庄市のこういったところで作っていたのかわかりませんが、たぶん獲れないだろうと思う。1年目は獲れたとしても、2年目は獲れな

	<p>いただろうと感じています。 1度作ってみてから、考え直した方が良いと思う。</p>
石川委員	<p>■■■■に事務所があるのですか。</p>
佐藤（幸）委員	<p>■■■■の事務所になっています。</p>
事務局	<p>元々が■■■■でございまして、業態がビルの総合管理、産業廃棄物の収集運搬、解体工事の施行、そして聞き取りの中では山辺町の一般廃棄物の収集運搬の許可も持っているという事でした。 本業での社長の関わり方ですが、社員が10名程いるので、社員にまかせて、新庄市から通って年間240日間農業に従事するという事でした。 新庄市の認定農業者になっているのですが、山形市での農業に専念したいので、営農は両親にまかせるということでした。 「新庄市の認定農業者の従事日数と重なるのではないのですか」と聞いたところ、新庄市の認定農業者の資格が取り消されても山形市での法人としての認定農業者の資格を取って山形で頑張りたいということでした。 ですから基本的には■■■■の業務のために、毎日こちらに通ってきて、■■■■に事務所が在るということです。</p>
議長	<p>佐藤委員が、まだ不安なようなので、もう1度調査をしっかりとやっていたかどうかということで、保留にしたらいかがでしょうか。</p>
森田委員	<p>2番 森田です。中山間地で不耕作地に何を植えるかというソバが1番良いので、鏈水委員のおっしゃることがわかります。 妥協案で恐縮なのですが、ソバの播種というのは、普通だと、4月15日から8月2日頃までという感じなのですが、今年の播種を目指しているわけですね。</p>
佐藤（幸）委員	<p>そうみたいです。</p>
森田委員	<p>妥協案で悪いのですけれども、精査するために保留した場合、播種に間に合わないですか。</p>
佐藤（幸）委員	<p>今回保留になっても、播く時期はわかりませんが、やる気があれば播くと思います。</p>
森田委員	<p>品種で、播種期はよくわかりませんが。</p>
佐藤（幸）	<p>同じです。収穫期が普通のソバより遅いのだそうです。10月末か</p>

委員	ら11月だそうです。
森田委員	それだと、播種期に間に合わないですね。
事務局	聞き取った内容からすると、許可が延びても播種にぎりぎり間に合うか、間に合わないかだと思います。 収穫したソバの売り込み先として、 の3店で、3種盛りにすると1人前 ぐらいまで値段が下がるので、何とか売り込みたいと考えているようです。 ただ、売り込みは咲いた花を見てからという話しになっているようです。 それを考えますと、来年の播種を勧めたところですが、今年に播種しないと、営業上は影響があると感じたところでは。
佐藤（和）委員	農地の貸し借りについても、農政課の会議で話をするしかないのですかね。
議長	認定農業者を選ぶか選ばないかについては、また別の話なので、まず土地を貸すか貸さないかが問題で、その後にも実績を重ねた認定農業者の選び方があると思うのです。
高橋（一）委員	は、いつ設立してどのような仕事をしている法人なのですか。
事務局	2020年の4月30日に設立しております。代表取締役の他に3人の発起人がおります。
高橋（一）委員	まだ4月に設立したばかりなので、作物を作った実績はないのですね。 そのように判断をする材料が乏しい中で、計画が素晴らしい。 そういった時に、委員の思い入れや前かがみになるのも十分わかります。 ただ、こういった事例が出てきた時に、言い訳が重なるような許可の仕方ではできないと思うのです。今までもそういう判断を下してきた訳です。計画はわかりますが、我々は、計画で許可を出すのではないという事を理解しなければならない。 新庄の認定農業者になっているのに、山形で農業を始めることで、新庄の認定を取り消されても構わないというような話を聞くと、今経営している産業廃棄物処理の会社と関連づけて考えてしまいます。 高瀬地区に悪いのだが、将来的に産廃用に使われるような事になるのではないのかと懸念してしまいます。 判断する材料が無さすぎるのと、農政課さんの考え方が良く分からない。審査会にあげるからには、それなりの聞き取りもし、調査もし確認を持ってあげていると思います。そこを農業委員会との間で擦り

		<p>合わせをして、判断をしてもらった方がよいのではないかと思います。</p>
議	長	<p>農地所有適格法人としてどうなのかと、もう1度調査をするため保留をさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>(賛成の声あり)</p>
議	長	<p>他にございませんか。</p>
議	長	<p>無いようですのでお諮りします。</p> <p>議 第201号について、47号・48号を除いて許可することに異議ありませんか。</p>
議	長	<p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>全員異議なしと認め、47号・48号を除いて許可することに決めます。</p>
議	長	<p>次に進みます。</p> <p>議 第202号 農地法第5条の規定による許可申請について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。</p>
事	務	<p>局長</p> <p>議案書6ページをお願いします。</p> <p>議 第202号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。内容は、7ページの11号から10ページの25号の15件です。</p> <p>11ページをご覧ください。</p> <p>11号について、場所はやよい二丁目で、建築条件付きの宅地分譲です。</p> <p>委員調査案件となっております。</p> <p>12ページをご覧ください。</p> <p>12号について、場所は陣場新田で、市立金井小学校から北西へ約300mに位置し、3種農地と判断しております。転用目的は、一般住宅の建築です。</p> <p>譲受人は、現在、市内の共同住宅で母と妻子の4人で生活しておりますが、手狭になったことから、JRの駅や小中学校に近く、自身が希望する環境にある、当該農地を譲り受け、住宅を建築しようとするものです。</p> <p>13ページをご覧ください。</p> <p>13号について、場所は千代田および上樫沢で、駐車場及び資材置場の設置です。委員調査案件となっております。</p> <p>14ページをご覧ください。</p>

14号について、場所は落合町で、建築条件付きの宅地分譲です。委員調査案件となっております。

15ページをご覧ください。

15号について、場所は落合町で、建築条件付きの宅地分譲です。委員調査案件となっております。

16ページをご覧ください。

16号について、場所は蔵王半郷で、蔵王コミュニティセンターから南へ約650mに位置しており、1種農地と判断しております。

転用目的は、一般住宅の建築です。

譲受人は、現在、妻と子の3人で生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭になったことから、同じ学区内にある、当該農地を譲り受け、住宅を建築しようとするものです。

関連案件として、譲渡人が所有する隣接農地について、施行規則第17条第2項の規定による農地の指定について申出を受けています。

17ページをご覧ください。

17号について、場所は落合町で、建築条件付きの宅地分譲です。委員調査案件となっております。

18ページをご覧ください。

18号について、場所は新開三丁目で、山形刑務所から南へ約800mに位置しており、街区の面積に占める宅地の割合が40%を超える3種農地と判断しております。転用目的は、一般住宅の建築です。

譲受人は、現在、市内の借家に妻と子の4人で生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭になったことから、妻の実家や職場に近い、当該農地を譲り受け、住宅を建築しようとするものです。

19ページをご覧ください。

19号について、場所は横道で、市立宮浦小学校から南へ約350mに位置しており、2種農地と判断しております。

転用目的は、一般住宅の建築です。

譲受人は、現在、夫と2人で生活しておりますが、老後を見据えて、当該農地を譲り受け、平屋住宅を建築しようとするものです。

20ページをご覧ください。

20号について、場所は上反田で、一般住宅の建築です。委員調査案件となっております。

21ページをご覧ください。

21号について、場所は上反田で、市立大曾根小学校から、南へ約200mに位置しており、20号案件に隣接する農地です。

1種農地と判断しております。転用目的は、一般住宅の建築です。

譲受人は、現在、市内の共同住宅で妻と子の4人で生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭になったことから、自身が希望する環境にある、当該農地を譲り受け、住宅を建築しようとするものです。

議 長	<p>22ページをご覧ください。</p> <p>22号について、場所は境田町で、山形市児童遊施設ベにっこひろばから北へ約600mに位置する農振農用地です。</p> <p>転用目的は、作業員用駐車場等の設置のための一時転用です。</p> <p>借人が近接地で県道中野長町線の側溝工事施工するにあたって、作業員用駐車場等が必要となったため、一時転用により令和2年8月末まで設置しようとするものです。</p> <p>23ページをご覧ください。</p> <p>23号について、場所は村木沢で、建築条件付きの宅地分譲です。委員調査案件となっております。</p> <p>24ページをご覧ください。</p> <p>24号について、場所は漆山で、資材置場の設置です。委員調査案件となっております。</p> <p>25ページをご覧ください。</p> <p>25号について、場所は下東山で、太陽光発電設備の設置です。委員調査案件となっております。</p> <p>以上、調査の結果、事務局説明の案件については、許可相当と判断した次第です。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
佐藤（和） 委 員	<p>それでは、調査委員の報告をお願いします。</p> <p>11号案件、13号案件について、16番 佐藤和宏 委員から報告をお願いします。</p> <p>16番 佐藤です。</p> <p>11号案件について説明いたします。</p> <p>申請人及び内容は、記載のとおりでございます。</p> <p>譲受人は、建築・不動産等を営む法人です。当該地周辺には、小学校や商業施設などもあり、子育て世代の住環境に適していることから、宅地分譲を計画すれば需要が見込めると判断し土地を探していたところ、当該農地が見つかり申請に至っております。1種農地ではありますが、集落接続等の立地基準は満たされており、申請地に代えて他に代替できる土地もないことから、やむを得ないものと認められます。</p> <p>なお、今計画は9区画の分譲となりますが、農地にあたる4区画について建築を条件に宅地分譲を許可するものです。</p> <p>汚水は、公共下水道。生活雑排水は、公共下水道。雨水は、宅地は地下浸透、開発道路部は土地改良区水路へ放流、ということで、最上川中流土地改良区からの意見書もございます。</p> <p>以上でございますが、ちょうど警察アパートの近くでございますが、隣が耕作していない田んぼといますか、除草だけやっている農地がございますが、周りに及ぼす影響も少ないと判断したところではございます。</p> <p>空中散布とか水田に対する農作業もございますので、宅地分譲した場合に迷惑がかからないように、周知徹底するよう申し入れを行いま</p>

した。

以上、許可相当と判断いたしました。

続きまして、13号案件でございます。

申請人及び内容は記載のとおりでございます。

譲受人は、当該地に隣接する自宅に事務所を置き資源回収等業を営んでおりますが、既存の資材置場が近くに2ヶ所あるが手狭であり、また、1ヶ所は接道も狭いことから、移設とともに拡張を計画しまして、より広い土地を探していたところ当該農地がみつきり申請に至っております。1種農地ではありますが、当該地域の居住者が業務上必要とする施設である等や立地基準は満たされており、申請地に代えて他に代替できる土地もないことから、やむを得ないものと認められます。

ちなみに、土地取得費は [REDACTED]、坪あたり [REDACTED]、造成費は [REDACTED] でございます。

空瓶や古紙の回収を行うという事で、以前から管理が不十分でないのかという指摘がありましたので確認しましたが、十分周りには迷惑をかけないように取り組んでいきたいということでした。作業を十分注意して行うという事なので、申し添えておきます。

以上、許可相当と判断しました。よろしくお願ひします。

議 長
草 苺 委 員

それでは、14号、15号、17号案件について、14番草苺委員から報告お願ひします。

14号、15号、17号案件については、いずれも落合町の建築条件付き宅地分譲でございます。

最初に、14号案件についてご説明いたします。

14ページをご覧ください。

申請地は山形市総合スポーツセンターの東側に市道がございますが、それに接している農地であります。土地改良事業が実施された土地ではありますが、近くに大型スーパーが進出する等宅地化が進んでいる地域でございます。

使用目的は、建築条件付き宅地分譲で住宅の6区画と開発道路で使用するというものでございます。

被害防除対策として、汚水は公共下水道、生活雑排水も公共下水道、雨水は地下浸透で、東部土地改良区からの意見書が出されております。

土地の取得費は、1㎡あたり [REDACTED]。1棟あたりの売買価格は、 [REDACTED] 前後というお話でありました。

以上、調査の結果、許可相当と判断いたしました。

次に、15号案件です。

次のページお開きください。

申請地は、JR羽前千歳駅から北東へ250mの場所に位置する農地でございます。また、規制緩和対象地域にある土地でございます。

地目は水田ですが、貸付は行われておりませんでした。開発しよう

とする土地の前面道路については、山形市が所有し、東部土地改良区が管理している舗装された道路でございます。

使用目的は、建築条件付きの宅地分譲で8区画でございます。

被害防除対策について、汚水は公共下水道、生活雑排水は公共下水道、雨水は地下浸透で、東部土地改良区からの意見書がございます。

土地取得費については、1㎡あたり [REDACTED]。1棟当たりの売買価格は、[REDACTED] から [REDACTED] を想定しているということでございました。

調査の結果、許可相当と判断いたしました。

次に17号案件について、17ページをご覧ください。

申請地は、山形市総合スポーツセンターから東へ150mの場所に位置しております。土地改良事業施行地ではありますが、市街化区域から500m以内の距離にあって、住宅が連担している区域でもございます。

使用目的は、建築条件付き宅地分譲で4区画を整備しようとするものです。

被害防除対策としては、汚水は公共下水道、生活雑排水は公共下水道、雨水は地下浸透で、東部土地改良区からの意見書がございます。

土地取得費については、1㎡あたり [REDACTED]。1棟あたりの売買価格は、[REDACTED] を切る程度と想定しています。

調査の結果、許可相当と判断いたしました。よろしく願いいたします。

議長

続きまして、20号案件、23号案件について、16番 佐藤和宏 委員から報告をお願いします。

佐藤（和）
委員

16番 佐藤です。

20号案件について説明いたします。

申請人及び内容は記載のとおりでございます。

現在、譲受人は、妻と子供2人の4人で妻の実家に暮らしております。子供の成長とともに手狭になったことから近くに住宅を新築したく土地を探していたところ、当該農地が見つかり申請に至っております。1種農地ではございますが、集落に接続して建築される等、立地基準は満たされておりまして、申請地に代えて他に代替できる土地もないことから、やむを得ないものと認められます。

20ページをご覧ください。

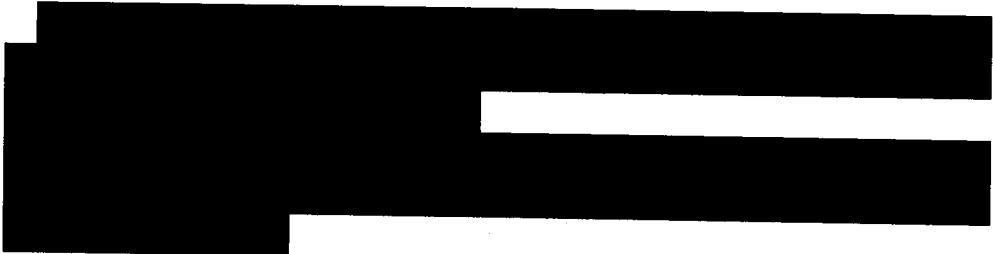




土地の所有者は、1筆の土地を半分にしたということでございまして、504㎡と496㎡に分けております。委員調査は、500㎡以上が対象という事で、今回委員調査の対象になっております。

妻の実家に暮らしており、集落の状況をよくわかっているということで、周りの田んぼにも考慮して家を建てるということでございましたので、許可相当と判断した次第でございます。

続きまして、23号案件について報告いたします。

<p>議 長</p> <p>佐藤（幸） 委 員</p>	<p>申請人及び内容は記載のとおりです。</p> <p>譲受人は、住宅の建築、土地の販売を行っている法人でございます。市内村木沢地内に住宅の建築を求める希望が多く寄せられていることから、小中学校近辺であれば住環境に適しており宅地分譲を計画すれば需要が見込めると土地を探していたところ、当該農地が見つかり申請に至っております。申請地に代えて他に代替できる土地もないことから、やむを得ないものと認められます。なお、今計画は6区画の分譲でございますが、建築を条件に宅地分譲を許可するものでございます。</p> <p>申請地は山形市村木沢コミュニティセンターから西へ約150mの場所にございまして、土地改良事業未施行地で10ha未満の宅地に囲まれた小集団農地であることから、2種農地と判断したところでございます。</p> <p>被害防除対策として、汚水は公共下水道、生活雑排水は公共下水道、雨水は地下浸透で、最上川中流土地改良区からの意見書もございます。</p> <p>周りに宅地分譲された土地が何件かございまして、この1画だけが相続されたままで、相続された方も県外に住んでいるということで、状況を判断したところ許可相当と判断いたしました。よろしくお願ひします。</p> <p>続きまして、24号案件、25号案件について、15番 佐藤 幸悦委員より報告お願ひします。</p> <p>24号案件についてご報告いたします。</p> <p>申請人及び内容は記載のとおりです。</p> <p>転用する目的は、資材置場です。</p> <p>譲受人は、不動産業を営む法人です。このたび、市内の建設会社より事業規模の拡大等から資材置場等が不足することから土地を探してほしいと相談受けた。経済的な面を考慮し、土地を購入するよりも賃貸借で計画したいとのことで、今申請人が土地を購入し、資材置場を整備し、借地権設定により建設会社に貸すことで申請に至っております。申請地に代えて他に代替できる土地もないことから、やむを得ないものと認められます。また、譲受人と借人との間で転用後の資材置場の利用についての賃借に係る契約書も取りかわされていることを確認しております。</p> <p>具体的な申請位置ですが、山形刑務所より南東へ約500mに位置する農地です。土地改良事業未施行地で10ha未満の小集団農地で市街化区域から500m以内にある農地であることから2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除対策は、汚水なし、生活雑排水なし、雨水は地下浸透です。土地改良区は区域外です。</p> <p>その他ですが、土地取得費は■■■■、1㎡あたり■■■■、坪あたり■■■■です。土地造成費は、■■■■です。</p> <p>以上、調査の結果許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。</p>
---------------------------------	--

議 長	<p>続きまして、25号案件についてご報告いたします。 申請人及び内容は記載のとおりです。 転用する目的は、太陽光発電設備の設置です。 借受人は、再生可能エネルギーによる発電事業を行っている法人です。借受人において事業用地を探していたところ、当該地の地権者が賃貸借の意向があるとの情報を得て、借受人において検討した結果、太陽光発電用地として事業性があると判断。貸渡人と協議を行い、賃貸借による事業地としての活用は、休耕地化している当該地の整備・保全という貸渡人の意向とも一致することから、双方の合意により申請に至っております。</p> <p>具体的な申請位置ですが、JR高瀬駅より南へ約220mの範囲内に位置する農地であります。300m以内にJRの駅がある農地であることから、3種農地と判断いたしました。</p> <p>被害防除対策は、汚水なし、生活雑排水なし、雨水は地下浸透です。土地改良区区域外です。</p> <p>その他ですが、土地賃借料は[REDACTED]、1㎡あたり[REDACTED]、坪当たり[REDACTED]です。土地造成費は[REDACTED]、パネル等工作物費は[REDACTED]です。総事業費といたしまして、[REDACTED]になります。</p> <p>以上、調査の結果許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。</p>
丸子委員	<p>ただいまの事務局説明、委員説明に対し、皆さん質問・意見等ございませんか。</p> <p>9番 丸子です。 [REDACTED]</p>
事 務 局	<p>申請地の周りは数件の飲食店があるところで、資材置場と言いながらどのような物を置くのか心配されるところです。 建物を建てるのならまだしも、優良な農地を資材置場にするのは、私は賛成できません。</p> <p>もう一点、18号案件の新開の土地ですが、隣接する道路の管理者は誰になっているのですか。市道でないと認識しております。</p>
議 長	<p>今手元に資料がございませんので、取り寄せて説明をさせていただきます。</p>
佐藤（幸）	<p>24号案件なのですが、業者の問題ですけども、佐藤委員どうでしょうか。</p> <p>現場調査に行った時、申請人から、資材置場は建設残土と重機の置</p>

委員	場に使う、という説明がありました。
丸子委員	
事務局	今ご意見を頂戴いたしましたので、委員に確認を後ほどさせていただいて、しっかりと一緒に指導をしてまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。
議長	他にございませんか。
金子委員	13号案件ですが、価格を聞き逃したのですが。
佐藤(幸)委員	取得価格は、  です。坪当たり  になります。造成費は、  です。
金子委員	わかりました。 それで、先程佐藤委員から様々ご指摘があったとおり、地元でも賛成・反対の意見が出ているのです。 
議長	事務局の方から、是正するように声をかけてみたいと思います。
議長	他にございませんか。
議長	無いようですのでお諮りします。 議 第202号について、許可することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	全員異議なしと認め、議 第202号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可相当とすることに決めます。
議長	次に進みます。 議 第203号 農地法第18条第6項の規定による通知について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。
事務局	議案書26ページをお願いします。

議	長	<p>議 第 2 0 3 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知についてです。</p> <p>内容は、27ページの15号から19号までの5件です。</p> <p>27ページをお願いします。</p> <p>15号、16号について、農協転貸の利用集積の解約で、貸人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、農地法で売買です。</p> <p>17号、18号について、農協転貸の利用集積の解約で、貸人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、転用目的で売却予定です。</p> <p>19号について、利用集積の解約で、借人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、自作です。</p> <p>以上の案件については、合意による解約が、引渡しの期限前6ヶ月以内に成立した合意であることを契約書で確認おり、離作補償はありません。</p> <p>農地法第18条第1項ただし書きの第2号に該当することから、受理相当と判断した次第です。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>ただいまの事務局説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。</p> <p>無いようですのでお諮りします。議 第 2 0 3 号について、受理することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>全員異議なしと認め、議 第 2 0 3 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について、受理することに決めます。</p>
議	長	<p>次に進みます。</p> <p>議 第 2 0 4 号 山形農業振興地域整備計画の変更について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局		<p>続きまして、議案書28ページをお願いいたします。</p> <p>議 第 2 0 4 号山形農業振興地域整備計画の変更についてです。</p> <p>農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により意見を求められているものです。</p> <p>29ページの「軽微な変更」による用途変更1件と、31ページの農用地区域からの除外案件3件です。</p> <p>29ページをご覧ください。</p> <p>「軽微な変更」による用途変更について、1号の1件で、変更理由、計画者、計画場所等については記載のとおりです。</p> <p>30ページをご覧ください。</p> <p>1号案件について、場所は長苗代で、山形市上下水道部から南西へ約400mの場所で、用途変更面積は193.18㎡です。</p>

計画者は、当該農地にビニールハウス1棟を設置しキュウリ栽培を行っておりますが、今後キュウリ栽培を広げていく予定であることから、当該農地の一部に、保管・選別・袋詰め作業を行うスペースと、現在、自宅敷地に保管している農機具を併せて保管するための農業用物置を新築するため、農業用施設用地に用途変更するものです。

次に、農用地区域からの除外についてです。

31ページをご覧ください。

農用地区域からの除外について、1号から3号の3件で、変更理由、計画者、計画場所等については記載のとおりです。

32ページをご覧ください。

1号案件について、場所は八幡前で、市立大郷小学校から南東へ約400mの場所で、除外面積は3,399㎡です。

計画者は、建設業と産業廃棄物の収集運搬業を営む法人です。

現在、借地により資材置場2か所を設置し、営業しておりますが、分散した資材置場を集約し、事業の効率化を図るため、新たに資材置場を設置するものです。

33ページをご覧ください。

2号案件について、場所は中江で、山形刑務所から南西へ約300mの場所で、除外面積は279.33㎡です。

計画者は、運送事業を営む法人ですが、事業拡大に伴い、山形営業所の駐車スペースと荷下ろしの作業スペースが手狭となっていることから、駐車場を拡張するものです。

34ページをご覧ください。

3号案件について、計画者は、山形市長で、消防団詰所新築のための除外です。場所は村木沢字出塩で、県農業総合研究センターから北西へ約200mの場所で、収用該当事業です。除外面積は448.53㎡です。

以上、山形農業振興地域整備計画の変更については、妥当であると判断した次第です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 ただいまの事務局説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。

議長 無いようですのでお諮りします。議第204号について、原案のとおり意見を決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、議第204号 山形農業振興地域整備計画の変更について、原案のとおり意見を決定し、市長あて回答することに決めます。

事務局 先程18ページの18号案件について丸子委員からご質問をいただき

	<p>ましたが、申請地の前面道路の所有者については、公衆用道路に三つ地権者が入っております。中央部分が山形市で、その北側と南側部分が個人の所有になっておりまして、全体の道路幅6mを確保しているという状況になっております。</p>
丸子委員	元々細い道があつて、地主に頼んで足したということですか。
事務局	そうです。
丸子委員	公衆用道路に接していないわけだから、その分借地等をするのですか。
事務局	こちらについては、開発許可の審査基準で建築基準法42条第1項3号に準じる道路ということで認定しているようです。
大築会長 職務代理者	西側の隣地は何になっているのですか。
事務局	西側については、2.7m幅の山形市の公衆用道路です。元々細い公衆道路に挟まれた土地で、建築が可能なように両側に個人所有の公衆用道路を併せて道路幅を上げた形です。
丸子委員	雨水の集水桝を埋めた部分を言っているのですか。
事務局	はい。
丸子委員	道路の状況にはなっていますが、幅が狭く道路に扱われていないと思います。 集水桝を埋めるために市道にしたのですか。
事務局	市道というよりは法定外道路という扱いになると思います。
丸子委員	雨水の集水桝を埋めるために市の所有になっただけで、現状、道路でないということですか。
事務局	はい、そうです。
議長	次に進みます。 議第205号 農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく農地等の指定について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。
事務局	議案書35ページをお願いします。 議第205号 農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく農地等の指定について、36ページの2号、1件です。 37ページをご覧ください。

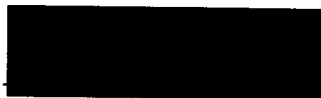
議 長	<p>2号について、場所は蔵王半郷で、一体利用農地等による指定です。委員調査案件となっております。よろしくお願ひします。</p>
佐藤（和） 委 員	<p>それでは、調査委員の報告をお願いします。 2号案件について、16番 佐藤和宏 委員から報告お願ひします。</p>
議 長	<p>16番 佐藤です。 2号案件について報告いたします。 申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は平成17年11月に申出人が相続しましたが、他の相続農地と違って申請地付近は耕作不便のため、遊休化している状況です。 5条許可の16号案件で申請した譲受人が、転用後の隣地宅地と共に購入を希望しており、売却したく申請に至っております。 37ページをご覧ください。 斜線を引いているのが申請地です。4番の土地と申請地はブドウ園にしていた所で、石が表面にゴロゴロと出ているような農地でして、とても農地として利用できないように感じました。 譲受人には、石があるが、この農地を有効利用してくださいとお話したところですが。 3番の水路の西側ですが、以前は水田でしたが、現在は耕作されていない土地でございました。 地元の推進委員にも現場を見てもらっていて、農地の有効利用という観点から許可相当と判断いたしました。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。</p>
高橋（一） 委 員	<p>今の話だと、農業用に使えないような農地ということですよ。ただ、一体利用農地の申請なので、農業用としてしか使えないのですが、譲受人は利用するについて何か考えているのですか。</p>
佐藤（和） 委 員	<p>そこまでは聞き取りしなかったのですがけれども、逆に、ブドウを栽培するに際して、地面に大きい石が頭を出しているような状態で、どのような影響があるのでしょうか。</p>
大築 会長 職務代理者	<p>我々としては、一体利用農地を許可するので、今後どのように使うのかについては、一切口に出しては言えないことだと思います。</p>
事 務 局	<p>事務局から説明でございしますが、あくまでも農地として取得できる下限面積を指定するものでありまして、今回指定をいただきますと、来月以降、告示後、農地法3条の申請を受付けることになるかと思ひます。 後ほど3条の申請の中で、どうやって耕作するのか、どのようなものを植えるのか、と委員調査になってくるかと思ひますので、詳しく聞き取りをお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。</p>

議	長	他にございませんか。
議	長	無いようですのでお諮りします。 議 第205号について、指定することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	全員異議なしと認め、議 第205号 農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく農地等の指定について、指定することに決めます。
議	長	これで議事を終了します。
議	長	次に、報告事項に入ります。 報告事項の(1)から(6)まで、事務局から報告願います。
事	務	続きます。報告事項について説明いたします。
局		38ページをお願いします。 報告事項(1)、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理につきましては、39ページの28号から47ページの45号まで18件を受理しております。 次に、48ページをお願いします。 報告事項(2)、農地法第4条届出書の受理につきましては、49ページの5号、1件を受理しております。 次に、50ページをお願いします。 報告事項(3)、農地法第5条届出書の受理につきましては、51ページの12号から15号まで4件を受理しております。 次に、52ページをお願いします。 報告事項(4)の、農地改良届出書の受理につきましては、53ページの6号から8号まで3件について受理しております。 次に、54ページをお願いします。 報告事項(5)の、農地改良完了報告書の受理につきましては、55ページの4号から10号まで7件について受理しております。 次に、56ページをお願いします。 報告事項(6)の、農地法第5条の規定による許可につきましては、57ページの4号から58ページの61号まで5件について許可書を交付しております。 事務局からは以上です。
議	長	次に連絡事項に入ります。事務局よりお願いします。

事務局	<p>次回の定例総会は、8月12日水曜日に大会議室にて開催予定です。 なお、開催時間については、行事予定表で午後1時15分からとなっておりますが、コロナウィルス感染の状況によっては、午前中または翌日の午後に変更になる場合がありますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>委員調査については、調査日は、8月7日金曜日の予定です。 調査委員については、17番 推名 委員と18番 石川 委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、今回のように委員調査案件が非常に多い場合は、新しい委員に追加でお願いしたいと思います、よろしくお願いいたします。</p>
議長	次に、7のその他について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>事務局から3点ございます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (農地パトロール資料の配布について説明) 2. (実施報告書及び地図の引き継ぎについて説明) 3. (農地利用集積円滑化事業の更新手続きについて説明)
議長	他に何かございませんか。
議長	(退任のあいさつ)
議長	<p>以上で第40回総会を閉会します。ご苦労様でした。</p> <p>(閉会午後3時30分)</p>

以上、議事の内容を記録し相違ないことを認め署名します。

議長

..... 

議事録署名委員

..... 

議事録署名委員

..... 